

自治会に対する補助金の一部見直しについて

資料2

補助金	変更前	変更後	備考
自治会活動費補助金	運営費 : 均等割 40,000円 : 世帯数割 1,000円 事務費 : 世帯数割 1,000円	運営費 : 均等割 40,000円 : 世帯数割 1,000円 事務費 : 世帯数割 1,000円	世帯数は当該年の1月1日現在の数 添付書類・・自治会事業計画書、自治会収支予算書
防犯灯電気料金補助金	部落団地が設置した防犯灯の電気料金の1/3	部落団地が設置した防犯灯の電気料金の1/3	4月分の電気料金を基礎として計算する 添付書類・・4月分電気料金領収書
自主防災組織運営補助金	均等割 5,000円 訓練活動分 300円×参加世帯数×回数 (防犯訓練、講習会・研修会の出席等) 回数 3回 上限 50,000円	均等割 5,000円 訓練活動分 300円×参加世帯数×回数 (防犯訓練、講習会・研修会の出席等) 回数 3回 上限 50,000円	自主防災に関する活動で、防災避難訓練・防災講習会・研修会参加を条件とする。 (町消防出初め式に参加した場合も、活動の回数に加える。)
自衛消防団・婦人消防隊運営補助金	(自衛消防団) 均等割 5,000円 / 団 ポンプ割 15,000円 / 団 世帯数割 300円 / 世帯 (婦人消防隊) 均等割 5,000円 / 隊 ポンプ割 15,000円 / 隊 世帯数割 200円 / 世帯 但し、機器修理が15,000円以上必要な場合に限り、15,000円を超える1/2を補助	(自衛消防団) ポンプ割 20,000円 / 団 世帯数割 300円 / 世帯 (婦人消防隊) ポンプ割 20,000円 / 隊 但し、ポンプ修理が20,000円以上必要な場合に限り、20,000円を超える1/2を補助	自衛消防団の均等割はポンプ割に加えて、ポンプ割を20,000円とする。婦人消防隊の均等割、世帯割は廃止する。また、ポンプ割を20,000円とする。21年度の実績報告については活動記録、写真を添付していただき、組織や補助金の明確化を図る。